



平成 28 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 DOWA ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山田 政雄
コード番号 5714
問 合 せ 先 総務・法務部門
部 長 若林 英一
TEL(03)6847-1100

社外取締役および社外監査役との責任限定契約締結について

当社は、本日付にて、当社定款第 29 条第 2 項および第 37 条第 2 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役および社外監査役の氏名

社外取締役 細田 衛士
社外取締役 小泉 淑子
社外監査役 岩淵 順一
社外監査役 武田 仁
社外監査役 中曽根一夫

2. 責任限定契約の締結日

平成 28 年 6 月 24 日

3. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 28 年 5 月 10 日付「定款の一部変更について」のとおり、取締役および監査役に広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する定款変更議案を、本日開催の当社第 113 期定時株主総会に付議し、当該議案は

原案どおり承認可決されましたので、本日上記の社外取締役および社外監査役との間で当社定款第 29 条第 2 項および第 37 条第 2 項の規定に基づく責任限定契約を締結しました。

4. 責任限定契約締結の根拠

(1) 当社定款第 29 条第 2 項

この会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(2) 当社定款第 37 条第 2 項

この会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上